

町田市学校統合等に伴う在校生の通学先に対する配慮に係る基本方針について

学校統合や通学区域の再編時に在籍する児童・生徒に対する、通学する学校が変わること、及び通学する距離が長くなることへの配慮についての基本方針を策定いたしましたのでご報告します。

1 基本的な考え方

2021年5月策定した「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づき2040年までに段階的に達成することを目指している新たな通学区域は、学校統合時に、単に該当校の通学区域を統合するのではなく、統合と同時に町区域に基づいた通学区域及び小・中学校区の整合を可能な限り図ったものとなっております。

そのため、学校統合時に隣接校の通学区域を統合校の通学区域に組み入れる、若しくはこれまで統合校の通学区域であった地域が他の隣接校の通学区域になるといった通学区域再編を学校統合と並行して行います。

こうした通学区域再編に伴う通学区域の変更により、その時点で対象となる地域に居住する児童・生徒（以下「在校生」という。）は、ある学年から通学する学校が変わることとなります。

在学中の通学区域変更に対しては、学習環境の変化、学年進行、友人関係等に配慮する必要があり、在校生が通学区域変更前の学校に引き続き通学することを希望する場合は、通学できるよう配慮します。

特別支援学級に在籍している在校生についても、学校統合等により特別支援学級の指定校が変わる場合、同様に配慮します。

また、学校統合や通学区域再編により、自宅から指定校までの距離が長距離になってしまう在校生の児童に対しては、隣接校への通学も選択できるよう配慮します。

2 通学する学校が変わることへの配慮

(1) 学校統合に伴う通学区域再編により通学区域が変更となる場合の配慮

学校統合に伴い統合新設校の通学区域に組み入れられた地域に居住する在校生については、統合新設校と通学区域変更前に在籍していた学校のいずれかを選択できるようにします。統合に伴い隣接校の通学区域となった地域に居住する在校生については、新たな通学指定校と統合新設校のいずれかを選択できるようにします。

●事例 本町田東小学校学区の山崎町（2025年度統合時）



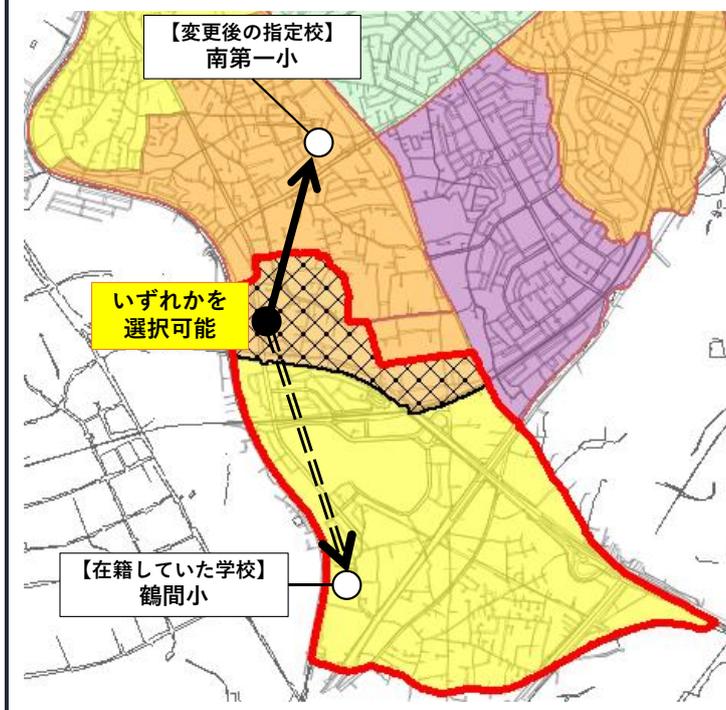
▷本町田東小学校は、2025年度に本町田小学校と統合し、現在の本町田小学校の位置に、＜本町田地区新たな小学校＞が開校します。
▷これに伴う通学区域再編により、旧本町田東小学校学区の山崎町は、2025年度に七国山小学校の通学区域に変更となります。
▷指定校が七国山小学校となり、原則は七国山小学校に通学することになりますが、**【在校生の配慮】**により、**本町田地区新たな小学校への通学を選択できるようにします。**

図中の凡例	
	現在の本町田東小学校の学区域
	学区が変更になる地域 (旧本町田東小学校学区の山崎町)
	学区変更後の指定校への通学 (指定された学校への通学)
	新設校への通学 【在校生の配慮により通学】
紫 (左上)	七国山小学校 (学区再編後) の学区域
オレンジ	本町田地区新たな小学校 (学区再編後) の学区域

(2) 校舎建替に伴う通学区域再編により通学区域が変更となる場合の配慮

校舎建替に伴い当該校の通学区域に組み入れられた地域に居住する在校生及び校舎建替に伴い隣接校の通学区域となった地域に居住する在校生については、新たな通学指定校と通学区域変更前に在籍していた学校のいずれかを選択できるようにします。

●事例 南第一小学校学区の南町田3～5丁目（2030年度新校舎使用開始時）



▷南第一小学校は、2027年度から校舎の建て替えをおこない、2030年度から新校舎の使用を開始します。

▷これに伴う通学区域再編により、旧鶴間小学校学区の南町田3丁目～5丁目は、2030年度に南第一小学校の学区に変更となります。

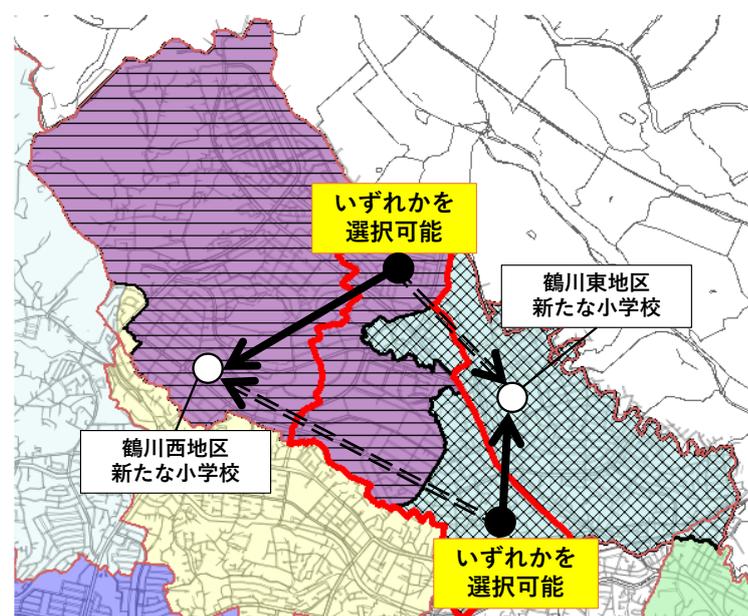
▷指定校が南第一小学校となり、原則は南第一小学校に通学することになりますが、**【在校生の配慮】により、これまで在籍していた鶴間小学校への通学を選択できるようにします。**

凡例	
	現在の鶴間小学校の学区
	学区が変更になる地域 (旧鶴間小学校学区の南町田3丁目～5丁目)
	学区変更後の指定校への通学 (指定された学校への通学)
	これまで在籍していた学校への通学 【在校生の配慮により通学】
オレンジ(中央)	南第一小学校(学区再編後)の学区域
黄(下)	鶴間小学校(学区再編後)の学区域

(3) 現在在籍している学校が分割されて統合される場合の配慮

現在在籍している学校が分割されて統合される場合、在校生は、当該校の通学区域を引き継ぐ統合新設校のいずれかを選択できるようにします。

●事例 鶴川第三小学校の分割統合（2026年度分割統合時）



▷鶴川第三小学校は、2026年度に学区を分割し、鶴川第二小学校の位置にできる<鶴川東地区新たな小学校>と、鶴川第四小学校の位置にできる<鶴川西地区新たな小学校>に、それぞれに統合になります。

▷旧鶴川第三小学校の児童は、居住地によって、<鶴川東地区新たな小学校>と、<鶴川西地区新たな小学校>のどちらかが指定校になります。

▷原則は指定校に通学することになりますが、鶴川第三小学校の児童は、**【在校生の配慮】により、どちらの学校でも選択できるようにします。**

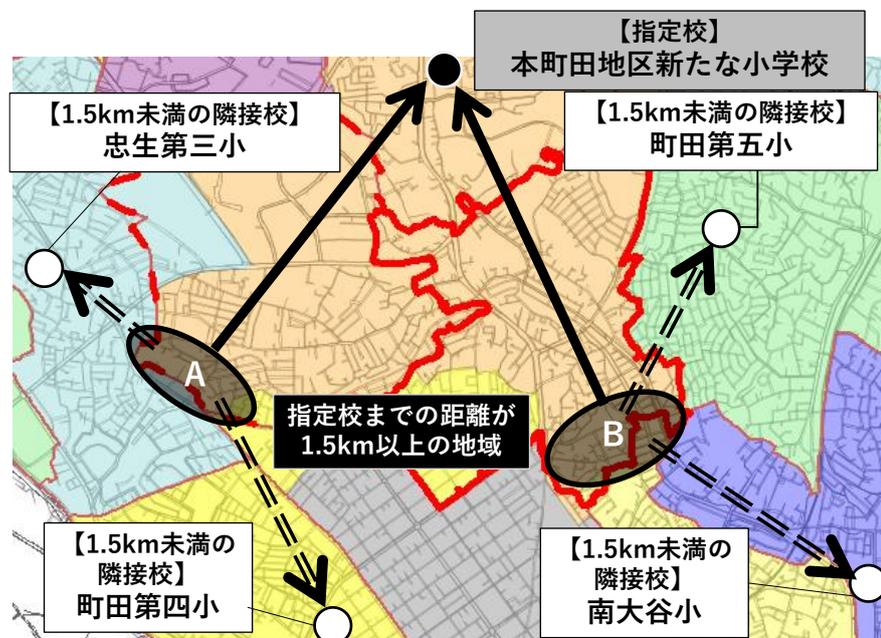
凡例	
	現在の鶴川第三小学校
	鶴川東地区新たな小学校学区
	鶴川西地区新たな小学校学区
	学区変更後の指定校への通学 (指定された学校への通学)
	新設校への通学 【在校生の配慮により通学】

3 通学の距離が長距離となることへの配慮

(1) 自宅から通学指定校までの距離が 1.5km 以上となる児童への配慮

学校統合や通学区域再編により、自宅から通学指定校までの距離が 1.5km 以上となる在校生の児童については、自宅からの距離が 1.5 km 未満の隣接する通学区域の学校に受入枠がある場合、その学校を選択できるようにします。

●事例 町田第三小学校学区の一部地域（2028年度新校舎使用開始時）



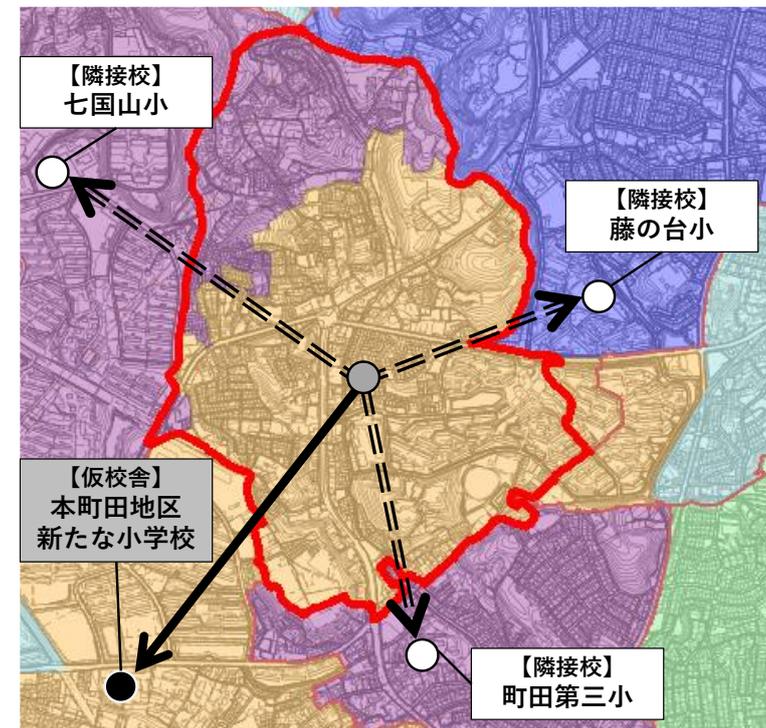
▷2028年度に、町田第三小学校が本町田地区新たな小学校に統合となるとともに、現在の本町田東小学校の位置に本町田地区新たな小学校の新校舎の使用を開始します。
▷これに伴い、学校の位置が変わることで、図中A・B付近の地域は、自宅から学校までの距離が1.5km以上となります。
これらの地域に居住する児童は、原則、指定校である本町田地区新たな小学校へ通学することになりますが、**【在校生の配慮】により、自宅からの距離が1.5km未満の隣接する通学区域の学校に受入枠がある場合、その学校を選択できるようにします。**

凡例	
	現在の町田第三小学区
	現在の本町田小学区
	学校位置変更後の指定校への通学
	隣接する通学区域の学校への通学 【在校生の配慮により通学】
オレンジ	本町田地区新たな小学校（学区再編後）の学区

(2) 仮校舎に通学する児童への配慮

在校生の児童が学校統合により仮校舎へ通学することとなり、仮校舎が統合前の指定校の通学区域になく、隣接する通学区域の学校に受入枠がある場合、その学校を選択できるようにします。また、隣接校を選択した場合においても、新校舎開校時に新校舎への通学を希望する場合は、選択できるようにします。

●事例 仮校舎移転時の本町田東小学校（2025年度校舎位置変更時）



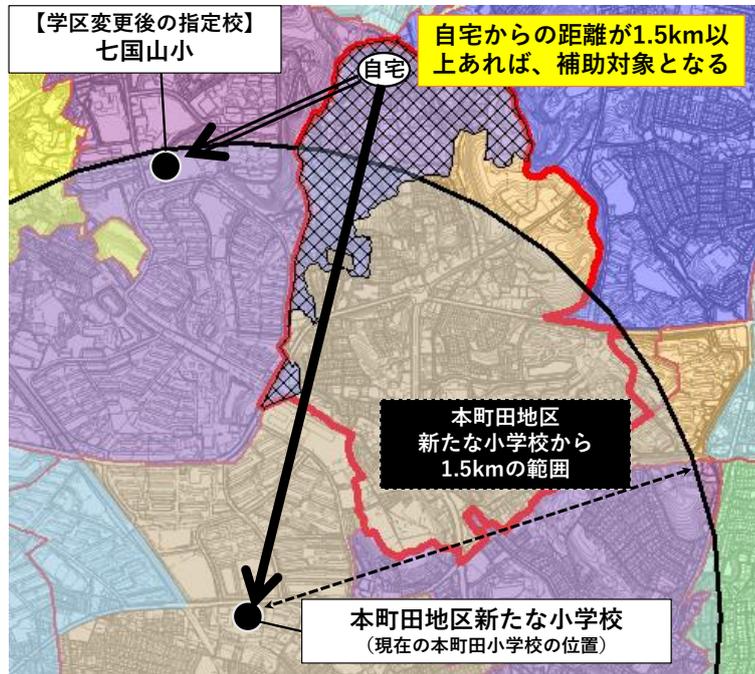
本町田東小学校は、2025年度に本町田小学校と統合し、現在の本町田小学校の位置に、<本町田地区新たな小学校>（仮校舎）が開校します。
これに伴い、元の通学区域の外にある仮校舎に通学することとなりますが、**【在校生の配慮】により、隣接する通学区域の学校に受入枠がある場合、その学校を選択できるようにします。**

図中の凡例	
	現在の本町田東小学校の学区
	指定校（仮校舎）への通学 （指定された学校への通学）
	隣接する通学区域の学校への通学 【在校生の配慮により通学】
オレンジ	本町田地区新たな小学校（学区再編後）の学区

4 通学が長距離になることによる費用負担に対する配慮

在校生が、学校統合や通学区域再編に伴い、上記2の配慮により指定校以外への学校への通学を選択し、遠距離となったことにより、公共交通機関を利用して通学する場合、通学費補助制度の対象とします。

●事例 本町田東小学校学区の山崎町（2025年度統合時）



本町田東小学校の学校統合に伴い、本町田東小学区の山崎町は、七国山小学校の通学区域となりますが、在校生については、通学する学校が変わることの配慮として本町田地区新たな小学校への通学を選択できるようになります。

通学費補助は本来指定校へ通学していることが支給要件となりますが、在校生への配慮により本町田地区新たな小学校への通学する場合も、通学距離が1.5km以上であれば、通学費補助の対象となります。

凡例	
	現在の本町田東小学区
	学区が変更になる地域
	本町田地区新たな小学校への通学
	本町田地区新たな小学校から1.5kmの範囲
紫(上)	七国山小学校(学区再編後)の学区域
オレンジ	本町田地区新たな小学校(学区再編後)の学区域